

市第18号議案

都市公園を設置すべき区域の決定

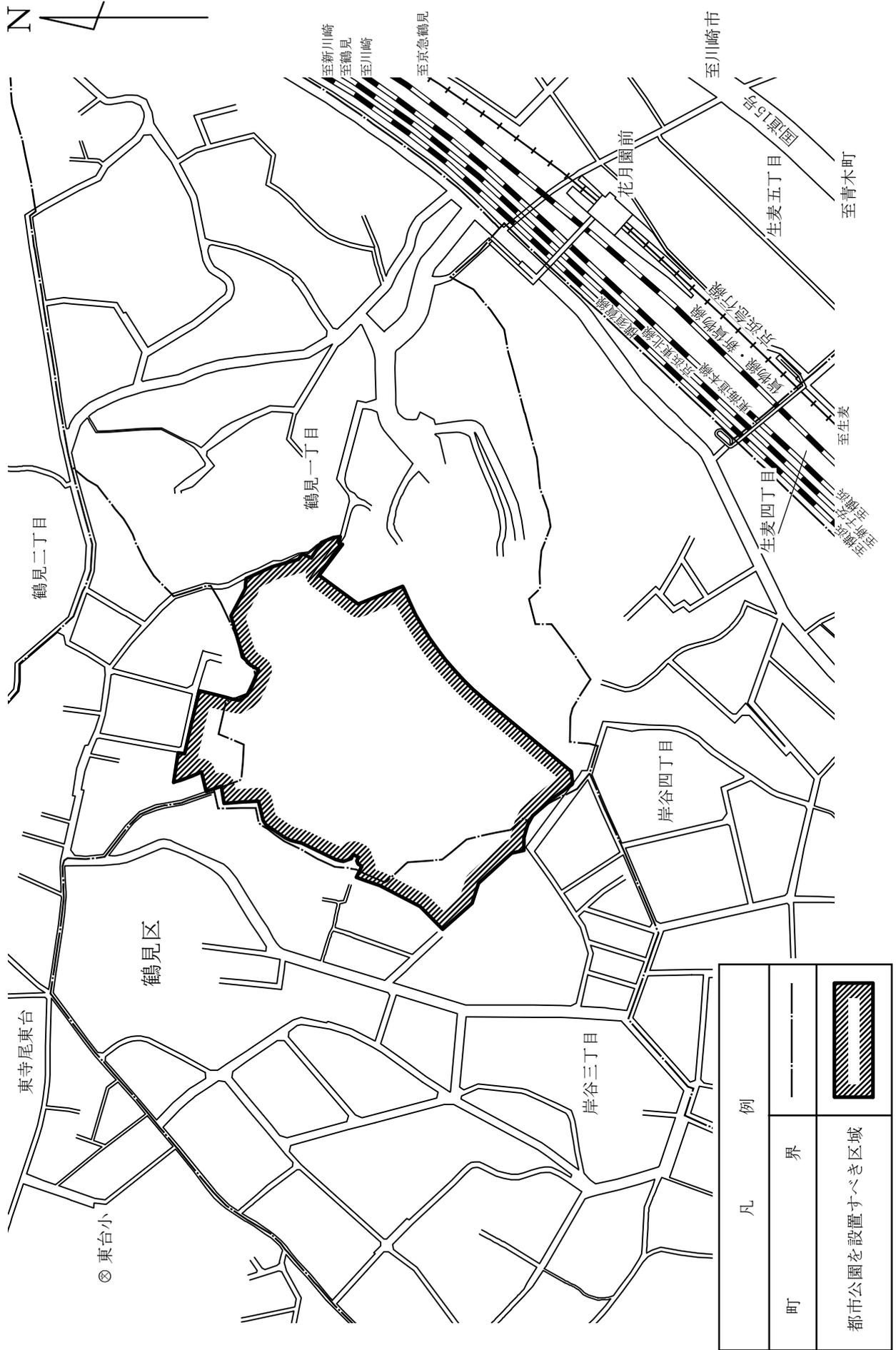
次のように都市公園を設置すべき区域を決定する。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

- 1 都市公園を設置すべき区域
鶴見区鶴見一丁目1番の1の一部ほか
- 2 面積
約43,000㎡
- 3 区域図
別図のとおり

別図 都市公園を設置すべき区域図



提 案 理 由

都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法第33条第5項の規定により提案する。

参 考

都 市 公 園 法 （ 抜 粋 ）

（公園予定区域等）

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

（第2項及び第3項省略）

4 第1項又は第2項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第2条の3、第4条、第5条、第6条から第12条まで、第13条、第14条、第19条、第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5 地方公共団体は、第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の

議会の議決を経なければならない。

(第6項省略)

独立行政法人都市再生機構法（抜粋）

(特定公共施設工事の施行)

第18条 機構は、第11条第1項第7号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成（市街地再開発事業、防災街区整備事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。）と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設（以下「特定公共施設」という。）に係る当該各号に定める工事（以下「特定公共施設工事」という。）であるときは、当該特定公共施設の管理者（管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施行することができる。

(第1号省略)

(2) 都市公園法の都市公園（同法第2条第1項第1号に該当するものに限る。） 同法による当該都市公園の新設又は改築に関する工事

(第3号及び第4号省略)

2 機構は、前項の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、特定公共施設の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

(第3項から第5項まで省略)